

## 尼崎市地域公共交通会議設置要綱

### (設置)

第1条 尼崎市地域公共交通会議「以下「交通会議」という。」は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行うため設置する。

### (所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、サービス水準及び運賃等に関すること。
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に規定するネットワーク計画の作成及び変更に関すること。
- (3) 前各号に掲げるものの他、交通会議が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 交通会議は、20人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる者により構成する。

### (会長等)

第4条 交通会議に会長を置く。会長は、構成員の互選により定める。

- 2 構成員の任期は、2年を超えない範囲内において事務局が別に定める期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 構成員の辞任等により後任の構成員を選任する場合における当該後任の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議の運営等)

第5条 交通会議の会議は、会長が招集し、議長を務める。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 3 交通会議は、構成員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。
- 4 交通会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 交通会議は、原則として公開する。
- 6 構成員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、連絡・通報窓口を交通会議の事務局に置く。
- 8 交通会議の事務局は、都市整備局都市戦略推進担当に置く。

(文書協議)

第6条 前条の規定に関わらず、交通会議において協議が調った事項についての軽微な事項の変更に関する取り扱い、並びに、法令、制度の変更に伴い会議を開会する暇のない場合については、会長は、書面による賛否を求めて、会議の決議に変えることができる。

2 前項の規定による決議については、前条第4項の規定に準じる。

(協議結果の取扱)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の遵守及び誠実な履行に努めるものとする。

(部会)

第8条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を協議するため部会をおくことができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し、必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年11月26日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される交通会議は、第5条の規定に関わらず、市長が招集する。

付 則

この要綱は、平成29年6月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

別表

|  |
|--|
| 尼崎市長又はその指名する者                                  |
| 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の推薦する者 |
| 住民又は利用者  |
| 近畿運輸局長又はその指名する者                                |
| 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の推薦する者           |
| 尼崎市域を管轄する警察署長又はその指名する者                         |
| 学識経験者  |
| 関係行政機関の職員その他市長が交通会議の運営上必要と認める者                 |